

# 業務委託仕様書

## 1 趣旨

京都府丹波地域の自然豊かな環境で育った野生鳥獣の肉（以下、「京都丹波ジビエ」という。）のPR・販路拡大を図るため、大消費地である都内でシェフ及びマスコミ向けの試食会の開催や、都内飲食店複数店舗で京都丹波ジビエを使用したフェアの実施、また、京都丹波ジビエフェア開催中に協力店舗の提供メニュー及び京都丹波ジビエ情報の発信の実施を行う。

なお、業務の実施に当たっては、京都府中丹広域振興局や関係機関と十分な調整を行うものとする。

## 2 業務内容

(1) 一流シェフを起用した都内飲食店における京都丹波ジビエ試食会に係る業務

別紙1のとおり

(2) 都内飲食店における京都丹波ジビエフェアの開催に係る業務

別紙2のとおり

(3) 京都丹波ジビエの情報発信に係る業務

別紙3のとおり

## 3 業務完了報告

受諾者は、本事業が完了したときは、遅滞なく次の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出しなければならない。

(1) 本事業の実施結果

(2) 本事業に要した経費の内訳

なお、受諾者は上記内容が確認できる書類として、支出伝票、領収書等を事業終了後5年間保存しておかなければならない。

## 4 その他留意事項

(1) 京都府は、事業終了後に委託契約額を確定し精算するものとするが、前金払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたときは、受託者は京都府に対し返還しなければならない。また、本事業により事業収入が発生した場合、受託者は、業務完了報告の際にその内容を記載して京都府の検査を受けるものとする。この場合、検査後に確定した総事業額から収入額を差し引いた額が受託者への最終支払額となり、当該金額が、前金払いによる既支払額を下回るときは、受託者は、その差額を京都府に対し返還しなければならない。

(2) 本事業の委託により生じる著作権等の知的財産権は、成果物の納品時に京都府に帰属するものとする。ただし、受託者が次のすべてについて約し、それらの権利の全部又は一部の帰属を求める場合は、京都府は、本事業に支障がない（公共の利益に反しない）限り、受託者にそれらの権利の帰属を許諾するものとする。

ア 受託者が知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、予め京都府に報告すること。

イ 京都府が公共の利益のために要請する場合、受託者が京都府に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 受託者に帰属することとなった知的財産権を受託者が正当な理由なく相当期間活用していない場合、京都府の要請に応じて受託者が第三者への実施許諾を行うこと。

エ 受託者が知的財産権に関する事業を実施しなくなった場合、当該知的財産権を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

なお、第三者の保有データ使用等に係る所要手続は受託者が行うこととする。

また、著作者人格権の取扱いについては別紙「著作権等取扱特記事項」に基づくものとする。

(3) 本業務仕様書に定めない事項については、別途、京都府と受託者が協議して定めるものとする。

## 別紙 1

### (1) 一流シェフを起用した都内飲食店における京都丹波ジビエ試食会 に係る業務

京都丹波ジビエを首都圏のシェフに使用してもらうために、都内飲食店にて一流シェフによる京都丹波ジビエ料理の試食会を開催する業務を行う。

#### ① 京都丹波ジビエ料理試食会の企画・運営

首都圏のシェフ及びマスコミを対象に一流シェフによる京都丹波ジビエ料理試食会の企画・運営の業務を行う。

[実施要件]

(時期) 平成27年11月～12月頃

(期間) 1日

(場所) 都内飲食店等

(対象) 首都圏のシェフ及びマスコミ

(定員) 30名程度 (シェフ、マスコミ等)

(内容) ・一流シェフからみた京都丹波ジビエの魅力や食肉処理施設の方から安全に配慮した処理工程などを、首都圏のシェフ及びマスコミに試食してもらいながらPRする。

#### 【提案を求める内容】

- ◆ 試食会を行う一流シェフの選定 (1名以上)  
一流シェフとは：3年以内にテレビ番組、雑誌等メディアで紹介された影響力のあるシェフ
- ◆ 試食会の実施 (日程、場所、試食会の内容、実施体制、運営等)
- ◆ 首都圏シェフ・マスコミの募集・調整方法 (募集、参加者への案内・調整も含む)

## 別紙2

### (2) 都内飲食店における京都丹波ジビエフェアの開催に係る業務

都内の飲食店に実際に京都丹波ジビエを使用してもらい、また、一般客に対して京都丹波ジビエのPRも併せて行うため、都内飲食店複数店舗で京都丹波ジビエを使用したジビエフェアを開催する業務を行う。

#### ① 京都丹波ジビエフェアの企画・運営

都内飲食店複数店舗にて京都丹波ジビエを使用した料理の一斉販売の企画・運営の業務を行う。

[実施要件]

(時期) 平成28年1月～2月

(期間) 1ヶ月程度

(場所) 都内の飲食店

(対象) 都内の飲食店、一般客

(定員) 10店舗以上

(内容) ・都内飲食店複数店舗で一斉に京都丹波ジビエをメニューとして提供し、参加飲食店の京都丹波ジビエの継続的な消費や、一般客に対するPRを図る。

#### 【提案を求める内容】

◆フェアの実施（日程、飲食店、フェアの内容、実施体制、運営等）

#### ② 京都丹波ジビエフェアの参加飲食店の募集・調整

ジビエ専門スタッフによる、京都丹波ジビエフェアに参加する都内の飲食店の募集と調整の業務を行う。

#### 【提案を求める内容】

◆フェア参加店の募集・調整、アンケートの実施

◆ジビエ専門知識を備えたスタッフの配置

### (3) 京都丹波ジビエの情報発信に係る業務

京都丹波ジビエフェアを首都圏のみならず全国に情報発信し、フェア及び京都丹波ジビエの認知度アップ促進と、ジビエ食材の消費促進を図る

#### ① 京都丹波ジビエ情報発信サイトの開設

京都丹波ジビエフェア開催期間中、実施店舗のメニューや中丹地域の情報をサイト上でPRする。

[実施要件]

(時期) 平成28年1月～2月

(期間) フェア開催期間1ヶ月

(場所) インターネット上

(内容) ・京都丹波ジビエサイトの開設

・京都丹波ジビエフェア実施店のメニューを掲載する

・京都丹波ジビエの消費促進を図るため、試食会参加店舗を中心に専門スタッフによる巡回を行う

#### 【提案を求める内容】

##### ◆京都丹波ジビエ情報発信サイトの開設

- ・京都丹波ジビエの情報発信及び中丹振興局サイトとのリンクを行う
- ・京阪神で実施する京都丹波ジビエフェアの情報発信

##### ◆ジビエ専門知識を備えた専門スタッフによるPR

##### ◆京都丹波ジビエの消費につながる料理店への情報発信

##### ◆サイトへのアクセス数、質問、アンケートを把握できる

#### ② 貴社でできる情報発信の展開

出版物や、SNS等を活用して京都丹波ジビエをPRする。

[実施要件]

(時期) 契約期間中

(期間) 平成28年8月～平成29年3月

(内容) ・専門誌、雑誌、広告等を利用した情報の発信

・食関連業界等との連携

・様々な自社広報媒体の活用

#### 【提言を求める内容】

- ◆ 契約期間中における京都丹波ジビエPR方法の提案  
様々な情報発信ツールを使った京都丹波ジビエのPR等